

# カメハメハ倶楽部

## 生命保険コラム vol.012

### まだまだある法人保険の「全額損金」タイプとは？

#### ●まだまだ大活躍中！全額損金できる法人保険商品…

生命保険を法人で契約し、保険料を損金として算入することで、法人の利益を圧縮し、法人税の節税を図るという手法は、かなり多くの企業で導入されています。以前は、通増定期保険・がん保険など、多くの保険商品について全額損金算入が可能でした。

しかし現在でも、「全額損金タイプ」として活躍している保険商品がございます。その1つが、「長期平準定期保険」とよばれるものです。

本来、長期平準定期保険は、

- ・ 保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が 70 歳を超え、かつ、
- ・ 当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に  
保険期間の 2 倍に相当する数を加えた数が 105 を超えるもの

については、保険期間の前半 60% の期間は「1/2 損金」となっていますが、逆の見方をすれば、これに当てはまらないものは、「全額損金」となります。

概算数値で、解約返戻金の事例をみてみます。

1 年目の解約返戻率	62%
3 年目の解約返戻率	73%
5 年目の解約返戻率	75%
7 年目の解約返戻率	75%

最大支払った金額の 75% を戻すことができます。

元本が割れた金額が戻ってくることとなりますが、

全額経費にして、法人税（最高実効税率 36%）を節税できた効果を考えると差し引き税効果が生まれることとなります。

現在は、多くの法人保険商品が「1/2 損金タイプ」になっています。

- ・昭和 62 年 6 月 16 日直法 2-2（例規）
- ・平成 8 年 7 月 4 日課法 2-3（例規）により改正
- ・平成 20 年 2 月 28 日課法 2-3、課審 5-18 により改正

などと、法人保険の取扱いについて、数多くの改正が行われています。

しかし、まだまだ全額を経費にできる商品ものこっています。

ぜひ、一度、皆様の保険証券をご確認いただいて、節税効果を高められるような仕組みをとっていただきたいと思います。

生命保険コラム vol.012 執筆：GTAC（2014 年 7 月 18 日付）

\*\*\*\*\*  
本資料は、一般的な生命保険活用スキームを示したものであり、データやスキームの正確性や将来性、投資元本の利回り等を保証するものではありません。また、本コラムは、平成 26 年 4 月 1 日現在の法令等に基づいて作成しており、今後変更される可能性もございます。

個別具体的な法令等の解釈については、税理士等の各専門家・行政機関等に必ずご確認くださいようお願いいたします。記載されている保険商品につきましては、概算値を表示しています。各スキームの導入時には契約概要、パンフレットを必ずご覧ください。

幻冬舎総合財産コンサルティングが提供するサイトのコンテンツは、特に記載がない限り弊社が保有しています。これらが無断で転載および二次使用することは禁止されています。